

一般社団法人よだか総合研究所における研究倫理規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は一般社団法人よだか総合研究所の研究における研究倫理（以下、「研究倫理」という）に関わる事項を定める。

(研究倫理の教育)

第 2 条 研究倫理の教育を推進するために、当団体の理事を構成員とした研究倫理教育・推進委員会を置き、当団体の研究倫理教育にあたる。

2 研究倫理教育推進委員会の責任者は、理事会で決定する。

3 研究倫理教育推進委員会は、当団体に所属する全ての研究者に対し、定期的に研究倫理教育を実施する。

4 当団体に所属する全ての研究者は、研究倫理教育推進委員会が実施する研究倫理教育を定期的に受講する義務を有する。

(研究データの保存・開示)

第 3 条 本規程において「研究データ」とは、研究活動に伴い発生又は使用する文章・資料・記録のうち、外部に発表した論文、報告等の研究成果に関するものであって、研究者が当該研究活動の正当性等を説明するために必要とするものをいう。

2 研究活動においては、その過程を研究データに残すものとする。研究データは、事後の利用・検証が可能となるよう十分な情報を記載し、かつ事後の改変を許さない形で作成する。

3 研究データは研究活動の一次情報記録として適切に保存する。

4 研究データは、それらを生み出した研究者自身が責任をもって保存する。

5 研究者は活動の正当性証明手段を確保するとともに第三者による検証の可能性を担保するため、研究データを論文等成果物の発表後最低でも 5 年間は適切に保存・管理し、必要な場合にはこれを開示する義務を有する。

(保存・開示の担当)

第 4 条 研究倫理教育推進委員会の責任者は、研究データの保存・開示を担当する。

2 研究倫理教育推進委員会の責任者は、必要に応じて研究データの保存状況を確認する。

3 研究倫理教育推進委員会の責任者は、研究者が研究データの開示義務に反した場合、研究者に代わって研究データを開示する。

(不正・告発・調査)

第5条 本規程において「不正」とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより発生する、特定不正行為(データの捏造・改ざん・盗用)、またはそれ以外の不正行為(二重投稿・不適切なオーサーシップ・利益相反・研究費の目的外使用・虚偽の経費計上等)、およびそれらに助力することをいう。

2 当団体のウェブサイト内問い合わせフォームを不正行為に関する相談・告発の申立窓口とする。

3 申立窓口では、不正行為を行ったとする研究者、不正行為の様態等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的合理的理由が示されているもののみを受け付ける。

4 申立窓口は、告発を受け付けた場合、速やかに研究倫理教育推進委員会に対処を要請する。

5 研究倫理教育推進委員会の責任者は、告発を受け付けた日から30日以内に、本調査を行うか否か決定するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

6 本調査を行う場合、決定後30日以内に本調査を開始する。

7 本調査を行うことを決定した場合は、その事案に係る配分機関及び文部科学省に、調査の方針・対象・方法等について報告し、協議する。

8 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置し、調査委員の氏名や所属を告発者および被告発者に通知する。

9 全ての調査委員会の委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

10 調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は、通知を受けた日から7日以内に異議申立てをすることができる。

11 異議申立てがあった場合、調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その

旨を告発者及び被告発者に通知する。

12 本調査では、各種資料の精査、関係者のヒアリング、被告発者の弁明の聴取などの調査を行い、諸証拠を総合的に判断して、不正の有無・不正の内容・関与した者・関与の程度・不正使用の相当額等について認定する。

13 本調査において、本来存在するべき基本的な要素の不足により、不正行為の疑いを覆すに足る証拠が示せないときは、不正行為と認定される。

14 当団体は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずる。

15 研究倫理教育推進委員会の責任者は、告発を受け付けた日から 210 日以内に、本調査の結果を公表するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

16 公表する内容には、不正行為に関与した者の氏名所属・不正行為の内容・不正発生要因・不正行為に関与した者が関わる他の公的研究資金等における管理監査体制の状況・当団体が公表時までに行った措置の内容・調査委員の氏名所属・調査の方法手順・再発防止計画等が含まれる。

17 告発を受け付けた日から 210 日以内に本調査が完了しない場合は、調査の中間報告を公表するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

18 本調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

19 配分機関の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関に提出する。

20 調査に支障がある等の正当な自由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出・閲覧・現地調査に応じる。

(告発者・被告発者の保護)

第 6 条 相談・告発や調査の内容は、調査結果の公表まで、告発者・被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 告発をした又は告発をされたことを理由に、告発者・被告発者に対して不利益な取扱をしてはならない。

3 不正行為を行ったと認定された被告発者(調査対象者)は、本調査の結果が

公表された日から 10 日以内に、調査委員会に不服申立てをすることができる。

4 不服申立ての審査・再調査は調査委員会が行う。

5 不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

6 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

7 調査委員会は、再調査を開始した日から 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を公表するとともに、その事案に係る配分機関及び文部科学省に報告する。

(懲戒)

第 7 条 懲戒処分の軽重は、戒告、減給、停職及び免職の順序による。

2 懲戒は、代表理事が書面によって被懲戒者へ交付する。

(改廃)

第 8 条 この規程を改廃するときは、理事会で決定する。

附 則

この規程は、2021 年 4 月 27 日から施行する。